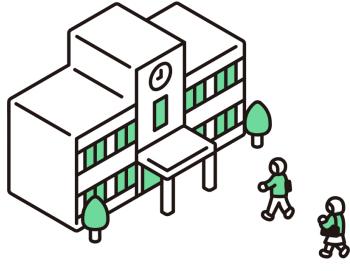
不登校の現状と 課題について

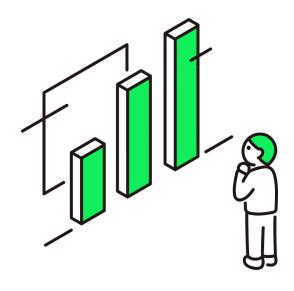




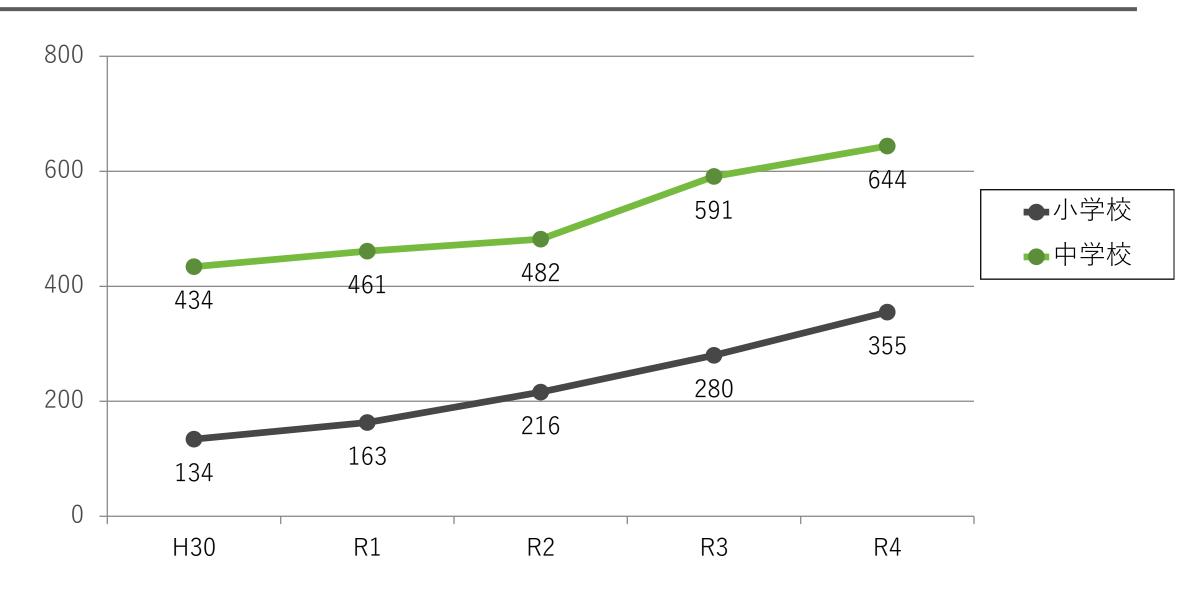
枚方市教育委員会 児童生徒支援課

枚方寸

枚方市の不登校の現状



枚方市の不登校児童・生徒数の推移



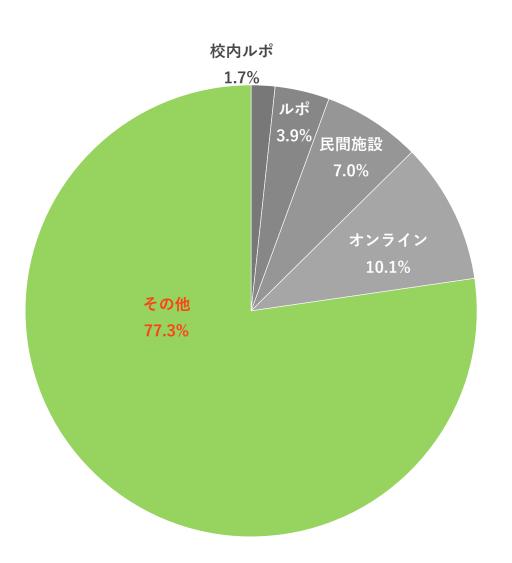
令和4年度 不登校率

	児童生徒数	不登校数	不登校率
小学校	19,786	355	1.79%
中学校	10,119	644	6.36%
合計	29,905	999	3.34%

令和4年度 不登校児童・生徒 教育機会

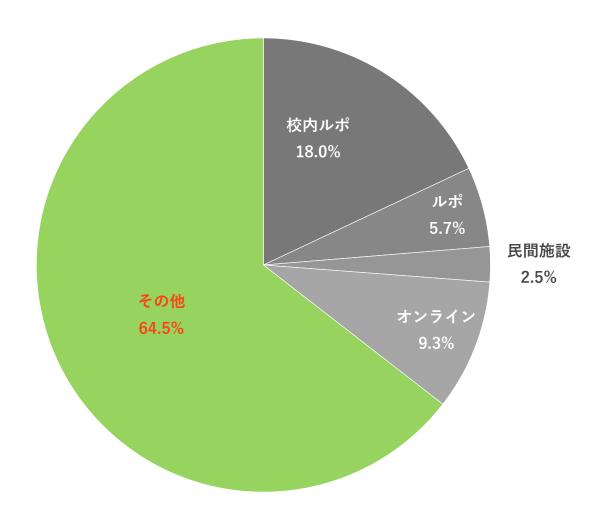
小学校

全欠以外の355人 (30日以上の全欠含む)



令和4年度 不登校児童・生徒 教育機会

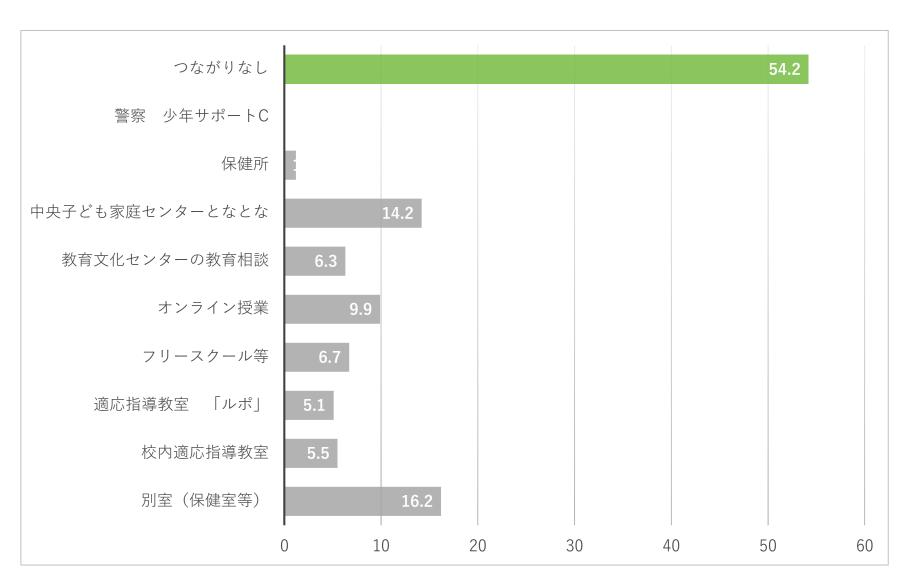
中学校 全欠以外の644人



(参考) 令和5年度 不登校児童・生徒 教育機会

小学校

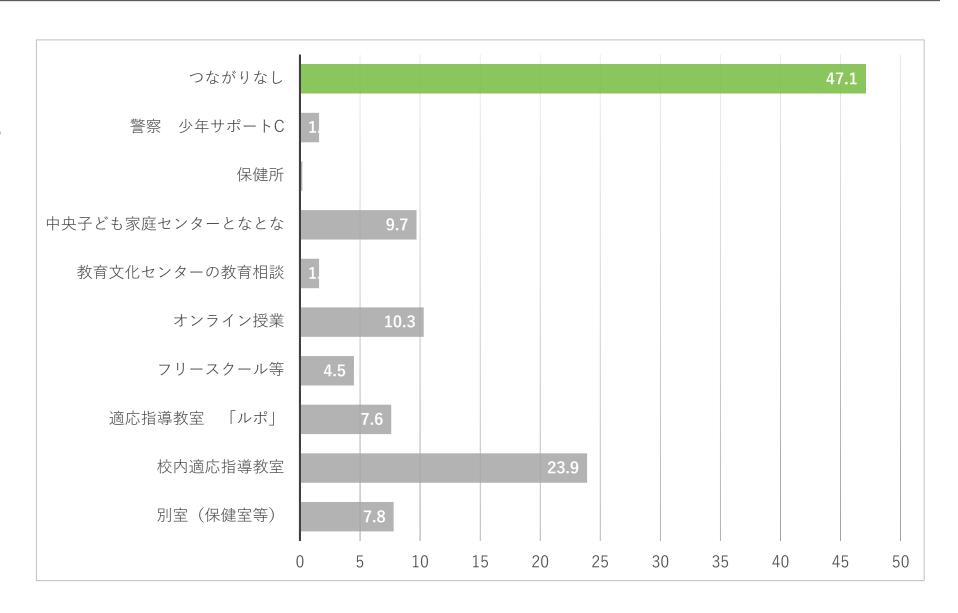
10日以上の欠席者のうち、 「不登校」として計上されている 不登校児童・生徒への支援状況 (R5.1 学期末(%))



(参考) 令和5年度 不登校児童・生徒 教育機会

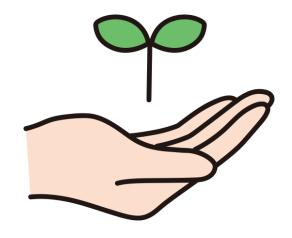
中学校

10日以上の欠席者のうち、 「不登校」として計上されている 不登校児童・生徒への支援状況 (R5.1 学期末(%))



2

枚方市の不登校に対する取組



学校への支援

5つのレベルに応じた不登校対応例 (R3年度保存版)

枚方市教育委員会

学校対応

連携対応

教育支援室

レベル1

連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が5日以下

担任による電話連絡【実態把握】

- ★チェックポイント
- 口欠席理由
- 口医療機関への受診の有無について
- □次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認



* 学級・学年・教科など、学校園内での情報提供*

- ①学級での様子 ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック |保健室への来室状況 ■なども有力な情報に なります。

レベル2

連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が10日以下

担任による家庭訪問【実態把握】

★チェックポイント

口子どもの表情・様子 口家庭の養育環境

口子どもの生活リズム 口保護者の見立て

口子どもの友人関係 □登校への意欲レベル

口子どもと保護者の関係性



学校へ行くことをゴール

った登校の仕方を模索す

* 生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携*

①養育環境

②学校での様子

③学習状況

4過去の欠席状況

⑤支援を要する場合の対応

ケース会議 情報共有した内容 は、学校全体で共

1有する。

レベル3 長期欠席(学期内で10日以上、年間30日以上)かつ、家庭と連絡が取れる状態

- ① 学校とのつながりを切らない
- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡、とせず、家庭の意向に沿 家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談
- ② 保護者、本人の意向の確認
- ・学習の仕方の確認 (タブレットの活用等)
- ·SC、SSW 等専門家へつなぐ
- · 別室対応(校内適応指導教室)
- ③ 校内体制の確保 (人員、時間、場所)
- ④ 協力体制の確立(他学年、支援学級、管理職など)

* 学校外の組織との連携 *

①枚方市適応指導教室「ルポ」(毎年登録・入室手続きが必要) 枚方市教育文化センター別館 1F (TEL: 050-7102-3154)

- 登室 · 訪問指導
- ・学校と連携・出席扱い(校長裁量)
- ②院内学級

③フリースクールなど

④その他必要に応じてつなぐ関係機関

医療・診療内科(発達の課題)・少年サポートセンター(非行)など

5つのレベルに応じた不登校対応例

欠席日数に応じた対応例や関係機関との連携方法を 示し学校を支援

レベル4 長期欠席(学期内で10日以上、年間30日以上)かつ、家庭と連絡が困難な状態

- ① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。
- ② SC、SSW 等の専門家を交えたケース会議を行い 目的意識を持って組織的に対応する。
- ③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的 関係機関への通知や通告義務があることを 管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

* 重大事案を想定した連携する関係機関 * 法的根拠 に基づい た説明

区分	連携する関係諸機関	
就学義務違反	教育委員会	
虐待	子どもの育ち見守りセンター	
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター	

年間の出席が10日以下、かつ家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へ アプローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

- ・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。
- ・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など
- 子どもの命を守ることを最優先に考える。
- ②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れ ない!
- ③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。
- ④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

* 重大事案に発展しないための緊急的な連携 *

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いが ある場合は、管理職に相談し緊急的に関係諸機関 と連携する。
- →教育委員会へ通告書の写しを提出
- →子どもの育ち見守りセンターまたは中央子ども 家庭センターに通告・状況に応じて警察に情報提供 ②学校対応について保護者から過度な要求がある 場合。
- →スクールロイヤーに相談(教育委員会を通して)

不登校対応(保護者への情報提供)

不登校支援ガイド

不登校の支援のあり方や、学校内外における 相談窓口等について掲載



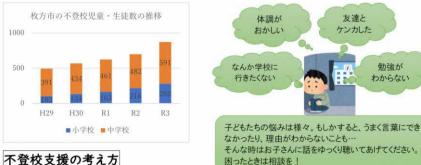
枚方市不登校支援ガイド

令和4年 10 月 枚方市教育委員会

不登校とは

不登校とは、ある年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身 体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある 者をいう。

【引用】文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動·不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」 令和3年10月13日



- ◆不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得る。**
- ◆不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方は個々の状況によって多様である。※2
- ◆「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え て、社会的に自立することを目指す必要がある。**3

- ※1 文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平成 29 年3月
- ※2 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月 25 日
- 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」令和3年10月13日

相談してください

各学校

不登校児童・生徒及び保護者との面談やスクール カウンセラー※等の専門家を含めた支援体制により、 個に応じた支援に努めています。

教育委員会

専門家等の配置や電話相談窓口の設置、教育文 化センターにて教育相談や不登校の児童・生徒が登 室できる適応指導教室を設けています。

関係機関

福祉部局等が児童・生徒及び保護者が抱えてい る様々な課題(親子関係、発達関係等)に応じた相 談を行っています。

民間支援団体等

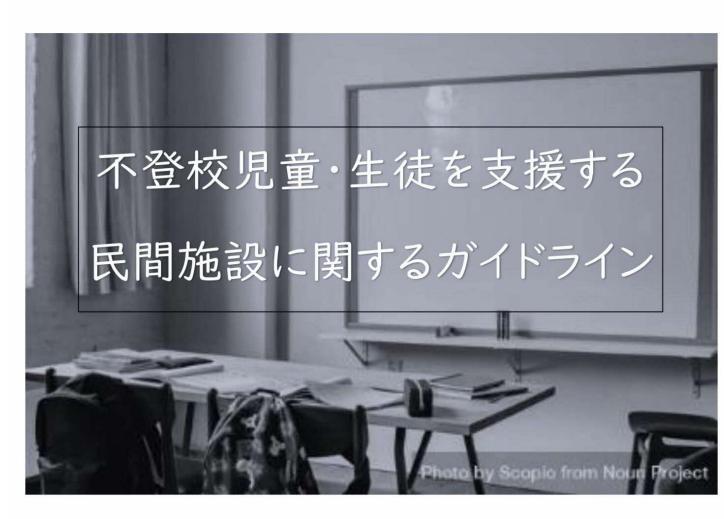
不登校の児童・生徒を受け入れ、その児童・生徒 の状況に合わせた学習や体験等の様々な教育活動 を行っています。

不登校対応(保護者への情報提供)

不登校児童・生徒を支援する 民間施設に関するガイドライン

市教育委員会として学校が、民間施設に通所する 不登校児童・生徒の「出席扱い」について判断する 際に留意すべき点を目安として示したガイドライン を策定





適応指導教室「ルポ」

設置目的

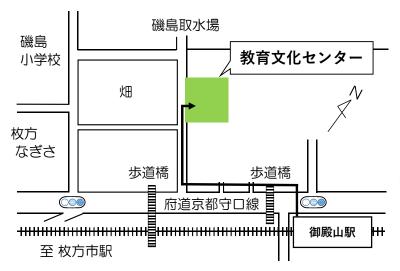
不登校状態にある児童・生徒に対し、人間関係のあり方や自己決定の方法等について学ぶ場を提供するとともに、多様な活動を通して個に応じた支援と指導を行いながら、該当児童・生徒の社会的自立をめざす。

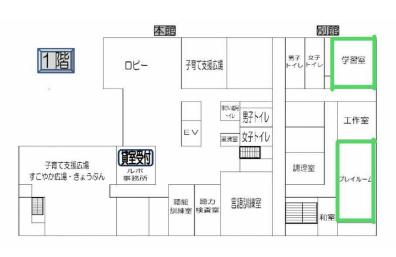
開室日時

毎週 月~金曜日、午前10時から午後3時。(夏・冬・春休みは閉室します。)

開室場所

枚方市立教育文化センター1Fです。





ICTを活用した不登校児童生徒への対応

VISION(めざすところ)

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす

MISSION(方向性)

個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を行う

VALUE(具体的な方策)

